


# 相談手続き①

## 県立水戸飯富特別支援学校 来校相談、出向き相談（巡回相談）の流れ

内容	相談を希望される方 <small>（市町教育委員会管下の幼児教育施設 小学校・中学校・義務教育学校の教職員） ※保護者の方は、在籍校（園）を通しての お申し込みをお願いします。</small>	市町 教育委員会	県立水戸飯富 特別支援学校
1 相談依頼 （依頼書にて）	依頼書の提出（様式1・A）	依頼書受理 （様式1・B）	教育委員会より 依頼書受理 （様式1）
2 実施日の 調整・ 派遣依頼	日程調整 ・電話にて打ち合わせ  派遣依頼状の提出 （様式2） ※来校相談については不要です。  依頼書の提出（様式1・C）	依頼書受理 （様式1）	・日程、担当職員 の調整 ・来校相談、巡回 相談希望確認  派遣依頼状受理 （様式2）  依頼書受理（様式1）
3 相談実施	<p>(1)来校相談</p> <p>① 先生方からの依頼の場合 相談内容に応じて、見学、打合せ、相談等の実施 ア. 学習・生活面への配慮や支援についての話し合い イ. 学校見学、学校概要等の説明 ウ. 研修協力依頼の場合→研修内容に関する打合せ 等</p> <p>② ご本人・保護者・先生等の見学希望の場合 本校にて「教育相談票」への記入 学校概要や部概要の説明 授業見学や施設見学 学習・生活面への配慮や支援などの相談、本校の教育活動に関する質問等</p> 		
4 報告 （相談結果）	相談結果の提出（様式3） ・相談実施後1ヶ月後を目安 に提出	相談結果受理 （様式3）	相談結果受理 （様式3）